

新	旧
<p>P18 17. 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金（売買による差益及び金利収益）は、<u>2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告する必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。</u>法人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。商品先物取引業者は、お客様にDMM CFD-Commodity取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>平成22年3月1日 制定 平成23年4月1日 改訂 平成23年8月14日 改訂</p>	<p>P18 17. 益金に係る税金</p> <p>個人が行った店頭におけるDMM CFD-Commodity取引で発生した益金（売買による差益及び金利収益）は「雑所得」として総合課税の対象となりますので、<u>雑所得が年間（1月1日から12月31日まで）20万円を越えた場合には、（例えば年間の給与収入額が2,000万円以下の方など、通常は確定申告の必要がない方であっても）確定申告する必要があります。</u>法人が行った店頭におけるDMMCFD-Commodity取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。商品先物取引業者は、お客様にDMM CFD-Commodity取引で発生した益金の支払いを行った場合は、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。</p> <p>※詳しくは管轄の税務署や国税局タックスアンサー又は税理士等の専門家にお問い合わせください。</p> <p>平成22年3月1日 制定 平成22年4月1日 改訂 平成22年8月14日 改訂</p>

新	旧
平成22年12月25日 改訂	平成22年12月25日 改訂
平成23年1月1日 改訂	平成23年1月1日 改訂
平成23年1月22日 改訂	平成23年1月22日 改訂
平成23年5月14日 改訂	平成23年5月14日 改訂
平成23年6月25日 改訂	平成23年6月25日 改訂
平成23年12月24日 改訂	